計画について」所管事務調査を行いました。者保健福祉計画、介護保険事業計画第5期 産業厚生常任委員会で2月28日に、「高齢

第4期計画中

認定者数の推計

今や誰もが迎えるといって良い 齢化社会となっている。 本町においても顕著であり、 時代となっている。この傾向は 水準の長寿国となり、 才以上の割合が約34%となる高 この様な中、 今日、我が国は世界でも最高 平成12年度から 高齢期は 65

が求められている。このことか 課題に対し早急に対応すること 本町においてもこの傾向は同様 ビスの提供も要請されている。 が多様化しており、 の果たす役割が重要視されると 等の改正により、 開してきた。さらに、医療制度 値を設定し、 に実現すべきことを念頭に目標 65才以上となる平成27年度まで 団塊の世代と呼ばれる人々が、 制度化された介護保険制度は、 これまでにない新たな 同制度においてニーズ 施設入所待機者の増大 今日まで事業を展 介護保険制度 様々なサ

> や施策展開に要する財源の確保等に いう。) 期間中における課題対応施策 成26年度まで、 事業第5期計画(平成24年度から平 5)、次期高齢者保健福祉、 ついて調査を行った。 以下「次期計画」 介護保険



第5期計画書

## 高齢者人口の推計

5 者がほぼ横ばいと推計されることか される中、 と推計している。 次期計画では、総人口が減少予測 本町の高齢化率はより上昇する 65才以上の第1号被保険

> 認定率となることが見込まれている。 次期計画中においても17%台と高い 成23年度、以下「前期計画」という。) 定率も上昇傾向となった。このため、者が計画を大きく上回り、要介護認 にあったが、要介護1及び5の認定 要支援認定者は計画よりも減少傾向 (平成21年度から平

## (2) 次期計画の基本的考え方

ことを示す。

これは、

本町の第1号被保険者の6

人に1

人が要介護認定を受けている

展開を行うことや介護保険の対象と することが義務化されており、 護保険事業計画は3年ごとに見直し 画として策定されている。 者保健福祉計画」と一体となった計 ならない高齢者を対象とした「高齢 成26年度までの目標値を設定し事業 までに実現すべきことを念頭に、 全てが65才以上になりきる平成27年 進むことを踏まえ、 事業計画は、今後、急速に高齢化が 現介護保険制度における介護保険 医療制度改正 ム世代」いわゆる「団塊の世代」 - ビスの見込みを推計 (療養病床から介 「戦後のベビー また、 さ ら 介 平

> の各種制度改正に対応した計画 現在に至っている。 として各期の計画が策定され、 護保険施設棟への転換等) など



新設される地域密着型介護老人福祉施設

5 C. び公共施設のユニバーサルデザ 対する事業として、 世帯の増加」など喫緊の課題に の増加」、 の高い高齢者や重度の要介護者 の更なる増加」、 継続すると伴に充実展開し、 成18年度から平成20年度) れまで取り組まれてきた事業を いて定めた目標達成に向け、 ービスの提供、 次期計画では、第3期計画 住宅のバリアフリ 「認知症を有する高齢者 「単身、 地域支援事業の 「医療ニーズ 高齢者のみ 在宅福祉サ にお 伞 さ  $\mathcal{Z}$ 

# (1) 高齢者人口及び認定者数の推

新設される地域密着型 介護老人福祉施設(特別浴室)

### 4 第1号被保険者の保険料基準

いう。)等の施設増設により、

「地域密着型施設」と

一部の給付対象サービス量に増

減が見られている。

地域密着型介護老人福祉施設 較して平成24年度に開設される ビス量を推計している。

次期計画では、

前期計画と比

考慮し、

次期計画期間内のサ

提供するサービスの見込み等を

計画実績と町内外の各事業所が

り込まれている。

化の推進なども計画中に盛

祉施設入所生活介護」

(3) 介護保険給付対象サービ

スの推計

間中で約2億7、

000万円と推計

・ビス給付費の伸びは、次期計画期

これらサービス量の増減に伴うサ

されている。

各種サー

ービスの推計は、

るため、 れる。 険料の上昇として、 険者からの保険料収入により賄われ 額 介護保険事業の財源の基本は被保 サービス給付費の伸びは保 住民へ影響が現

問介護」、

「居宅療養管理指導」、

(ア)居宅サービスにおける「訪

減少が見込まれるサービス

「通所介護」

「短期入所生活介

6万5、 4段階) 月 額 1 期計画時の同基準額と比較すると、 じられない場合、保険料基準額 保険料上昇に対する抑制措置が講 200円となっている。 は月額5、 836円 年額2万2、 4 3 4 円、 年額 第 前

> ると、 万円) 0 0 円 2 ۲ 抑制されている。 る。前期計画時の同基準額と比較す 財政安定化基金の取崩し 費準備基金の取崩し(取崩額約2、 のための抑制措置として、 00万円)及び北海道が設置する 800円 年額5万5、 月 額 1、 を行い財源に組み入れること 同基準額を、月額4、 (51%増) (約30%増) 066円、 900円としてい の増額となる。 年額1万 (約395 介護給付 と上昇が 6 6 4

策も盛り込まれている。 額を増額するなどの新たな負担軽減 に応じた段階的軽減措置の継続実施 負担の要素強化の方向性が示されて 介護保険の費用負担の能力に応じた 障改革検討本部決定)」において、 案(平成23年6月政府・与党社会保 いることから、 (第5期から第3段階の細分化が可 公的年金受給者の所得制限 「社会保障、 被保険者の負担能力 税一体改革成

### 5 調査の結果

てサービス給付費の伸びが見込まれ次期計画では、前期計画と比較し ており、このことが保険料基準額の上 昇として住民へ影響を与えることと 前期計画と比較.

> つ重けからも明らかな様に、介なる。高齢者人口及び認定者数 昇を大幅に抑制している。 基金の取り崩しを行うことで、 や北海道が設置する財政安定化 同基準額の上昇抑制措置として、 にある。このため、次期計画では 準額の上昇は避けられない状況 の増加が見込まれるため、 護サービスを必要とする高齢者 介護給付費準備基金の取り崩 同基 上

取り組まれたい 護予防が特に重要と考えること 定者の増加抑制が期待される介あり、高齢化率は上昇するが認 5)、「計算である抑制措置以外の対応も必要でれることから、次期計画中にあ 齢化率は更に進展すると見込ま から、これらの対策を積極的に また、 今後において本町の高

る様、 介護サービスを希望する住民が については入所等の費用負担等 十分なサ には至らないと考えられるが の問題があり、 みに努められたい なお、 官民一体となった取り組 施設入所待機者の増加 ービス提供を受けられ 完全に解消する

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 

地域密着型サービスにお

増加が見込まれるサービス

ける「認知症対応型通所」

7

地域密着型サービスにお

「福祉用具貸与」

居宅介護支援

ける

「認知症対応型共同生活介

「地域密着型介護老人福

⇒委員会レポート

20